

行政視察報告書

■目 的

文京区の学童保育、荒川区のゆいの森あらかわ、江戸川区の歩行喫煙及びポイ捨ての防止等に関する条例、武蔵村山市の戦略的広報についての調査

■訪問都市

東京都文京区・荒川区・江戸川区、武蔵村山市

■期 間

令和6年1月24日（水）から26日（金）まで 3日間

高松市議会

<市民フォーラム 21>

派遣議員名簿

| | | |
|----|-------|-------|
| 会長 | 大西 智 | 造田 正彦 |
| | 米田 優 | 山西 朋子 |
| | 多田 優子 | 前川 幸輝 |

用務の経過と結果及び所感

東京都文京区（1月24日）

1 文京区育成室について

(1) 文京区の児童館と育成室

全国的に学童保育、放課後児童クラブ等と言われている事業を、文京区では育成室と呼称している。

| | 児童館 | 育成室 |
|----------|--|---|
| 法的根拠 | ・児童福祉法第40条 ・文京区立児童館条例等 | ・児童福祉法第6条の3第2項 ・文京区育成室運営条例等 |
| 参考となる資料等 | ・児童館ガイドライン（厚労省） | ・放課後児童クラブ運営指針（厚労省） ・文京区育成室保育指針（文京区） |
| 役割・活動 | ・子どもの遊び場 【午前中】 ・乳幼児親子の交流、親睦の場 ・乳幼児プログラムの実施 など 【午後】 ・自由遊び・工作・ホールや屋上でのボール遊び 【行事】 ・縁日・七夕祭り等の季節行事や映画会・卓球・リズムダンスの行事を実施 | 保護者の就労、疾病等の理由により昼間家庭において適切な保護を受けることができない小学生に対し、遊びと生活の場を提供してこれを保護し、もってその健全な育成を図る。 |
| 利用者 | 幼児（保護者同伴）・小学生・中高生 | 上記の理由がある小学1～3年生 （要配慮児童は小学6年まで可） |
| 出入り | 出入り自由 | 自由外出不可 |
| 開館時間 | 月～金 10:00～18:00（土 17:00） | 月～金 下校時～18:30 土 8:30～17:00 長期休業日（月～金）8:15～18:30 振替休業日（月～金）8:30～18:30 |
| 休み | 年末年始、日・祝日 | |
| 利用料 | 無料 | 月額 10,000 円（免除・減額制度有） |
| 区内施設数 | 16（運営方法：直営 13、指定管理 3） ※柳町児童館休館中（代替事業実施） | 45（運営方法：直営 25、委託 20） |
| 開設場所 | ・保育園併設 9 ・幼稚園併設 2 ・その他 5 | ・児童館併設 16 ・小・中学校内又は敷地内 12 ・その他 17 |
| 登録/入室申請 | ・保護者が「利用登録申請書」を提出 | ・保護者が「育成室利用申請書」を提出 指数の高い児童から入室が決定 ・地域指定/継続審査を採用 |
| その他 | ◆地区館長制度 8 地区館 区内を 8 地区に分け、地区ごとに地区館長を配置 館長は児童館担当または育成室担当を兼務 | ◆都型学童クラブ（区内 7 か所） ベネッセ学童クラブ音羽、ベネッセ学童クラブ春日、ベネッセ学童クラブ千石、ベネッセ学童クラブ本郷、ベネッセ学童クラブ本駒込、テンドーレビン学童クラブ関口、After School ミライン 文京 GARDEN 育成室で実施していない多様なニーズに対応するため、東京都の都型学童クラブ実施要綱（補助金あり）に基づき実施 |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・平日 放課後～21：00 まで ・習い事との併用（中抜け）可能 ・個別送迎も可能 ・食事オーダー可能 など |
|--|---|

(2) 児童館の来館状況と育成室の受入れ状況

① 児童館の来館者数

平成 29・30 年度は約 45 万人程度来館していたが、新型コロナウイルスの流行により、令和 2 年度に約 22 万人と大幅に減少した。令和 3・4 年度は放課後子ども教室に行く児童もいることから、約 30 万人程度で推移している。

(単位：人)

| H29年度 | H30 年度 | R 元年度 | R 2 年度 | R 3 年度 | R 4 年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 456,948 | 459,649 | 402,789 | 221,156 | 313,293 | 303,103 |

② 育成室の受入状況

ア 受入児童の定数

定員は、1 室あたり概ね 40 人以下としているが、多くの育成室でこれを超えており、多いところだと 60 人程度いる育成室もある。そういった育成室には定数増対策会計年度任用職員を配置している（1～3 人）。

イ 入室状況（4 月 1 日現在）

(単位：人)

| 年度 | 1 年生 | 2 年生 | 3 年生 | 延長 | 合計（対前年度） | 待機児童 |
|----|------|------|------|----|--------------|------|
| R5 | 761 | 685 | 631 | 27 | 2,104（165人増） | 97 |
| R4 | 688 | 683 | 546 | 22 | 1,939（63人増） | 37 |
| R3 | 672 | 625 | 554 | 25 | 1,876（36人増） | 45 |
| R2 | 665 | 609 | 536 | 30 | 1,840（157人増） | 30 |

(3) 児童館・育成室の職員体制（1 館室当たり）

児童館・育成室の職員体制は、1 館室当たり、正規職員が 2～3 人の配置となっている。児童館と併設の場合は正規職員 2 人、併設ではなく、学校の中や民間のテナントの中で単独で運営している育成室には正規職員 3 人の配置を行っている。

| 職員の分類 | 人数 | 勤務 | 説明 |
|----------------------------------|-------------------|--------------------------------|-----------------------------|
| 正規職員 | 2～3 人 | 週 38h45 (1 日：7h45) | 児童指導職 |
| 【児童館・育成室】 土・月保育補助 会計年度任用職員 | 1 人 | 週 15h30 (1 日：7h45) | 正規職員休務日保 育補助 |
| 【育成室】 要配慮児童保育補 助会計年度任用職員 | 審査会の 結果によ る | 週 28h30 (1 日：5h30～6h 30) | 要配慮児童に会計年度任用 職員を配置 |
| 【育成室】 定数増対策会計年度任用職員 | 1～3 人 | 週 27h30 (1 日：5h30) | 定員を超えた際に配置 |
| 【児童館・育成室共通】 館長補助会計年度任用職員 | 1 人 | 週 27h30 (1 日：5h30) | 地区で 2 か所以上民間 事業者がある場合 |
| 【児童館】 障害児対応会計年度任用職員 | 1 人 | 週 15h (1 日：3h) | 来館する要配慮児童に 対応（一部配置無の館あり） |

※ 上記のほか、

- ・ 児童館の清掃業務や受付業務は委託している。
- ・ 緊急時の応援や職員の産休、育休の代替えとして、要員制度（職員を派遣）がある。
- ・ 夏休みなどの長期休業中には、別途会計年度任用職員（アシスタント）が配置される。

(4) 児童館・育成室以外の放課後施策

① 放課後全児童向け事業

放課後及び休業日に小学校の施設の一部において、地域の大人等の見守りのもと、児童が遊びや自主学習等を自由に行うことができる活動の場を提供する事業

② b-lab（ビーラボ）

2015年4月に開設した教育センター（複合施設）の中にある区内初の中高校生向け施設

(5) 育成室待機児童解消加速化プランについて

今まで育成室の待機児童は約30～40人程度で推移していたが、令和5年度では97人と、待機児童が急増したことを受け、様々な物件を活用した育成室の整備や都型学童クラブの誘致を促進し、早期の待機児童解消を目指す。あわせて、保育の質を向上させる体制の整備や待機児童の過程をサポートする取組等も実施していく。

【対策Ⅰ 施設整備の積極的推進】

1. 公有地を活用した施設整備

小学校等の公有地における施設整備と合わせて、育成室の設置を進める。以前から取り組んでいるが、文京区は、特にファミリー世帯の人口が増えており、どこの小学校も部屋の空きがなく、整備を積極的に進めることができていない。なお、中学校は、比較的部屋に余裕があるが、中学生以外の子どもを入れることによって、受験期に感染症が流行する可能性や、部活の運営に支障が出るなどの理由で整備が進んでおらず、課題となっている。

2. 民間賃貸物件を活用した施設整備

待機児童が多く発生している地域を中心に、育成室が設置可能な賃貸物件を区が先行して押さえ、運営事業者はプロポーザル方式により選定する。区が借りるため、区立だが、運営は民間が行う。

3. 小規模賃貸物件を活用した施設整備

定員が40人程度だと約120～150平米の施設が必要になってくるが、文京区内ではなかなか確保するのが難しいため、待機児童が多く発生している地域を中心に、定員20人規模（約70～80㎡）の賃貸物件を整備する。

4. 都型学童クラブ運営費用補助の拡充

開設のネックとなる賃料等を区独自補助により拡充し、新規設置を促す。令和6年度から従来の150万円補助からプラス100万円増やし、250万円の補助を行う。

2番と3番の整備を進めるため、学童の運営事業者や不動産業界等に積極的に声掛けをし、令和6年4月1日に10の新たな育成室を新設する。10の育成室のうち、2つは定員20人程度の小規模の育成室である。都型学童クラブについても、4番の取組により、1クラブ新設される。

【対策Ⅱ 保育の質の向上】

1. 地区のマネジメント強化

文京区の児童館では、区内を8地区に分け、地区ごとに地区館長を配置している。地区館長は、児童館担当または育成室担当を兼務している。令和6年4月から、順次、地区館長の業務を独立し、区内8地区の児童館・育成室を統括するエリアマネージャーを新設する。

2. 民営育成室の保育の質の向上

前述のとおり、令和6年4月から公設民営の育成室が10施設増えるため、巡回指導員を増員し、保育の質の向上を図る。

【対策Ⅲ 待機児童のサポート】

1. 児童館機能の拡充

育成室を待機になった家庭を対象に、ランドセル来館事業（下校後に直接児童館に来館）を実施する。

2. 放課後全児童向け事業の拡充

18時（1校は17時30分）までとしている終了時間を、全校18時30分まで延長する。また、多くの学校で5月からの利用開始としている新1年生について、4月の入学時から利用できるようにする。

(6) 主な質問及び回答

① 学校や地域とどのように連携しているのか。

→45ある育成室のうち、児童館と併設の育成室は、学校敷地内にないため、学校とあまり連携がないが、地区館長が学校運営連絡会に出席するほか、放課後子ども教室の会議に、地区館長に加え、各学校の校長やPTA、地域の方等が参加しており、館長は学校との連携がしやすい状況である。

② 高松市では放課後児童クラブ運営の一部民営化について、最大のメリットが、人材の確保としているが、文京区での人材確保の状況は。

→文京区では、育成室をサポートする会計年度任用職員の確保が全体で30人程度足りていない。育成室を運営している民営の事業者のうち、人材派遣部門がある事業者がいるので、人材の確保の観点から、やはり民営の事業者に任せたほうが良いと考えている。

(7) 所感等

文京区では、待機児童の増加が課題となる中、民間賃貸物件等を活用した育成室の整備や民間による都型学童クラブの誘致に取り組むなど、民間活力を活用した施設整備を進めることにより、早期の待機児童解消を目指している。

また、正規職員の配置や、エリアマネージャーを配置し、相談しやすい環境づくりに取り組むなど、積極的に保育の質の向上にも注力している。



本市では、令和6年4月から放課後児童クラブの運営業務の一部を民間事業者へ委託するが、委託後も、利用者のニーズを踏まえた保育の質の向上や、待機児童の解消が図れるよう、本市としても積極的に取り組んでいく必要があると考える。

東京都荒川区（1月25日）

2 ゆいの森あらかわについて

(1) ゆいの森あらかわの概要

「ゆいの森あらかわ」は、人と人、本と人、地域と人が結びつき、知的好奇心を醸成し、新たな発見や出会いを創造する施設として、2017年3月東京都荒川区に誕生した。

約60万冊の蔵書規模を誇る区の「中央図書館」、荒川区出身の作家・吉村昭氏の「記念文学館」、子どもたちの夢を育み成長を促す「子どもひろば」が一体となった、赤ちゃんから高齢者まですべての世代の方が遊び、学び、楽しめる施設となっている。図書館・文学館・子どもひろばの3つの機能が融合した、これまでにない新しい融合施設となっている。また、免震構造を採用し、発電機や備蓄倉庫を備えており、災害時には、乳児や妊産婦を対象とした二次避難所としても活用される。

(2) ゆいの森あらかわの特徴

ゆいの森あらかわのフロアを見渡すと、それぞれの機能を分断する壁がなく、3つの機能がつながるように配置されている。館内は1階から5階に向かって、また中心から外側に向かい、賑わいから静寂へ変化する滞在型の読書空間を演出している。また、1階から5階まで連続している吹き抜けから、上下階の活動を感じることができ、その中心部にカウンターやベンチを配置



することで、コミュニティ活動へといざなう設計になっている。そのため、図書館ではあるが、地域コミュニティの拠点でもあるので、会話が可能となっている。

① ゆいの森ホール（1階）

本に囲まれたホールで、ホールを使用していないときは本の閲覧席として利用できる。映画上映会や講演会などたくさんのイベントを開催しており、区政の発信の場であり、地域の発表の場として活用されている。

② 遊びラウンジ（1階）

0歳から就学前の乳幼児とその保護者を対象に、親子で安心して過ごすことができる、子育て世代のコミュニケーションの場を提供し、子育て世代の孤立防止を図る。

③ 乳幼児の一時預かり（1階）

館内の施設を利用する際に子どもを一時的に預かるサービスを実施している。子育て世帯の生涯学習の機会を創出する支援を行っている。

④ 吉村昭記念文学館（2階）

荒川区の作家、「関東大震災」「戦艦武蔵」などで有名な吉村昭氏の作品や足跡に触れることができる吉村昭記念文学館を2階に設置し、若い世代と吉村文学の世界の橋渡しとなっている。吉村氏の書斎を再現したゾーンでは椅子に座ることができ、作家の執筆空間を体験することができる。

⑤ 学びラウンジ（2階）

体験キットなど、子ども達自身の五感を使った学習により、子どもたちの夢や生き

る力を育む。隣接するワークショップルームでは、星空学習やプログラミングワークショップなど、子供向けのイベントを開催している。

⑥ コミュニティブリッジ（2階）

学びラウンジと吉村昭記念文学館の間に、ボランティアなどのグループ活動や打ち合わせを行う場所として活用できるコミュニティブリッジを配置し、異世代との交流や、様々な活動へ誘導する。

(3) 主な質問及び回答

① 赤ちゃんから高齢者まで全ての世代が利用可能な施設としているが、実現するためにどのような取組をしているのか。

→館内で利用できるフリーWi-Fi 設備、電源が利用できる閲覧席、様々なタイプの閲覧や各階のテラス席などを設置したほか、2階コミュニティブリッジや5階コミュニティラウンジなど、グループ活動の場を設置した。

また、滞在型の施設として館内で食事ができるカフェを設置したほか、館内の一部の席やテラス席において、食事を可能としている。さらに、館内利用者を対象に就学前の子どもを対象に一時預かりを実施している。

② 荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例を施行したきっかけは。

→2018年5月に「読書を愛するまち・あらかわ」を宣言し、ゆいの森あらかわの開館をはじめとする読書環境の整備等を推進したことで、読書に関する取組の土壌が安定し、議会からも条例を施行してみてもどうかと提案もあり、2023年4月に制定することとなった。

③ ゆいの森あらかわの成果と課題、また、今後の展望は。

→荒川区のランドマーク施設として、多くの区民に利用いただいているほか、近隣区からの利用も見受けられ、当区のイメージアップに貢献している。

また、ゆいの森を植栽管理のための園芸ボランティア、図書館における修理、読み聞かせ、おはなし、布絵本、音訳、ティーンズスタッフ、ブックスタートなどのボランティア活動拠点とするため、2階コミュニティブリッジにボランティア活動やボランティア登録団体用のロッカーなどを設置し、ボランティア活動を支援しているが、コロナ禍において影響を受けたボランティア活動やグループ活動の活性化が課題である。

令和5年4月に『荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例』を施行しており、今後、各団体との連携（協働）を通じて、読書活動を通じたまちづくりにも取り組んでいく。

(4) 所感等

ゆいの森あらかわは、図書館・文学館・子どもひろばの3つの機能が融合した施設であり、地域コミュニティの拠点としても活用できる造りとなっている。また、乳幼児の一時預かりを実施し、子育て世帯の生涯学習の機会を支援するなど、赤ちゃんから高齢者まで全ての世代の方が遊び、学び、楽し



めるよう取り組んでおり、非常に参考となった。

本市では、サンクリスタル高松のリニューアル事業が控えており、規模の違いはあるが、図書館としての機能だけではなく、今まで以上に菊池寛記念館と歴史資料館の連携を強化し、全ての世代にとって、学びや交流の場となる施設になるよう取り組んでいく必要があると考える。

東京都武蔵村山市（1月25日）

3 戦略的広報について

(1) 広報戦略の概要

住民が自治体を選ぶといわれている現代において、自治体が適切かつ効果的な施策を実施していても、その施策の存在や内容が知られることがなければ、住民から選ばれる可能性は低い。選ばれる自治体になるためには、各種広報媒体の特性を生かした効果的・効率的な情報発信を実践し、武蔵村山市民だけでなく、市外の方にも武蔵村山市の施策や魅力を確実に届ける必要がある。これらの



のことを踏まえ、平成29年度に策定した「武蔵村山市広報戦略（平成30年度～平成34年度）」を基に、より時代の動向に合わせた広報活動を戦略的に推進することを目的とし、「武蔵村山市第二次広報戦略（令和6年度～令和8年度）」を策定した。

(2) 情報発信の現状

秘書広報課を中心に広報活動を行っており、市報、ホームページ、SNS等を活用し、各関係課と情報共有しながら適切な情報発信に努めている。

現在活用している広報媒体（令和5年12月末現在）

| | | |
|---------|-------------|---|
| 市報 | | 毎月1日（奇数月及び4月は1日と15日）に発行。 市内全戸配布のほか、公共施設等に配架。また視覚障がい者向けに声の広報を作成している。 ■発行部数 32,200部/回 |
| ホームページ | | 各課でページを作成・更新 ■アクセス数（令和4年度） 478,999件/年、1,312件/日 |
| SNS | X（旧Twitter） | 各課で原稿を作成・投稿 ■フォロワー数 4,415フォロワー |
| | Facebook | 各課で原稿を作成・投稿 ■フォロワー数 1,105フォロワー |
| YouTube | | 各課で作成した動画をYouTube上で公開 ■チャンネル登録者数 540人 |
| 市政情報メール | | 犯罪・災害・市政情報があり、情報ごとに登録が可能。 市政情報については、原則、毎週金曜日午後4時に配信。 犯罪・災害情報については、随時配信。 ■登録者数 犯罪情報 3,780人 災害情報 3,935人 市政情報 2,720人 |

| | |
|----------|--|
| プレスリリース | 新聞・テレビ番組等で取り上げてもらうことを目的に、報道機関へ随時情報提供している。 ■プレスリリース数（令和4年度）32回 |
| チラシ・ポスター | 各課で作成し、窓口等で配布 |

(3) 広報活動の課題

① 職員の情報発信に対する意識の差

広報活動に対して、現状、情報発信に積極的な姿勢の職員がいる一方で、「広報は広報担当課が行うもの。」「市報に掲載すれば情報発信したことになる。」という考えを持つ職員もおり、職員の情報発信に対する意識の差がある。多様な側面を持つ広報活動は、各部署の業務の中に含まれており、それらの情報発信は各部署が責任をもって行うものと意識啓発し、実践していく必要がある。

② 伝わりづらい情報発信

情報を正しく伝えようとするあまり、長い正式名称を使用したり、優先度の低い情報まで細かく発信してしまい、市民にとって分かりづらい表現や内容となってしまうことがある。分かりやすく情報を発信することと、情報を詳細に伝えることの両立は難しいが、情報が正確に伝わらないことで誤解が生じたり、生命の危機に見舞われたりする可能性もあるため、伝わりやすい情報発信が求められる。

③ 広報媒体を効果的に選択できていない

市からの情報発信を、主に紙ベースの広報紙で行っていた時代は、受け取る側の唯一の情報収集ツールである広報紙に一定の信頼をもって情報を得ていた。しかし、近年はスマートフォンやSNS等の普及により、紙ベースによる情報発信の機会が減少している。様々な環境にいる幅広い世代のニーズに対応するため、ターゲットに合わせた情報媒体を選択し、利用していくことが求められている。

(4) 武蔵村山市の広報活動が目指すべき姿

広報戦略では、武蔵村山市の広報活動が目指すべき姿（目的）を定め、課題の解決を図るため、各戦略に取り組む。

【目指すべき姿】

みんなが つながる 好きになる むさしむらやま

- ・職員一人ひとりが積極的に情報発信を行い、市全体の広報活動が活発になる。
- ・情報の受け手のことを考え、伝わる内容で情報発信を行う。
- ・市民が積極的に市の情報を取得したくなるようなコンテンツを作る。
- ・発信した情報が新たなつながりを生む。

(5) 武蔵村山市第二次広報戦略

① 戦略1 みんなで広報

情報は広報するものという共通認識を職員が持ち、職員一人ひとりが広報担当者であると意識改革することが、この戦略のポイントである。

・取組1 庁内研修の実施

「伝わりやすい文章表現」や「広報媒体ごとの特性」といったテーマの研修を実施し、職員の広報マインド及び技術を向上させ、市全体の広報活動のレベルアップを図る。

・取組2 広報マニュアルの整備

職員一人ひとりが、小さな情報でも積極的に情報発信できるよう、適切な広報

媒体の選び方や発信方法等をまとめたマニュアルを作成する。

・取組3 新たなハッシュタグの作成

SNS等を通じて武蔵村山市をPRする際の、共通ハッシュタグを作成し、市だけでなく、市民や関係者と一体となって市の魅力を効果的に発信する。

・取組4 「武蔵村山の魅力教え隊」の拡充

武蔵村山の魅力教え隊の活用について、より広範囲に情報発信を行えるよう、制度の拡充について検討する。拡充に当たっては、隊員となる対象者の見直し等を行い、魅力マイスターとも連携を図りながら、制度自体の情報についても発信していく。

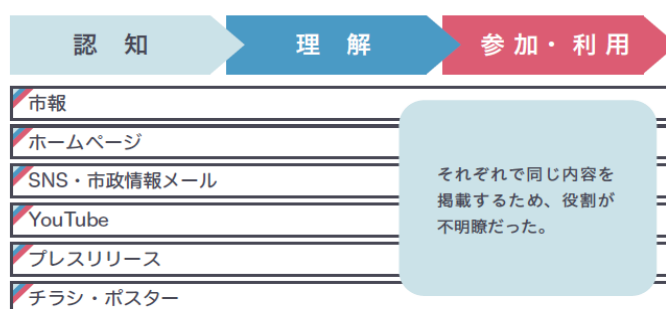
② 戦略2 伝わる広報

情報を発信するだけの伝える広報ではなく、確実に相手に情報を届ける伝わる広報を実践することで、シティプロモーションを推進するものである。

・取組1 広報媒体の役割の見直し

消費者の購買行動プロセスモデルであるAIDMA（アイドマ）モデルを参考に、情報の受け手である市民等の行動プロセスを「認知（事業の存在を知る）」「理解（事業の内容を理解する）」「参加・利用（事業に参加又は事業を利用する）」の三段階に分け、広報媒体の役割を見直す。

これまでの広報媒体の役割



これからの広報媒体の役割



・取組2 市公式LINEの導入

国内ユーザー数が多いLINEを活用し、市政情報・犯罪情報・防災情報等、利用者が知りたい情報ごとに情報発信できるよう仕組みを構築する。

・取組3 市広報キャラクターの活用

市広報キャラクター「Mジロ」「Mザベス」を活用し、親しみやすいシティプロモーションを展開する。イラストバリエーションの増加や、グッズ作製、現在販売中のLINEスタンプについて、拡充を検討する。



・取組4 ショート動画の作成

武蔵村山市の魅力を発信するため、市民がスマートフォンで気軽に楽しめるショート動画（30秒程度の縦型短尺動画）を作成し、YouTube上に投稿する。

・取組5 市ホームページリニューアル

リニューアルに当たっては、利用者が知りたい情報にたどり着きやすいよう、全体設計（ページのカテゴリ分けの見直し）と、個別設計（各ページ内の文章表現を簡潔にし、読みやすくする。）の2つの視点から実施する。

・取組6 新たな広報媒体の検討

LINEだけでなく、他のSNSサービス等新たな広報媒体についても情報収集を継続し、時代のニーズに合わせて導入を検討する。また、利用者が少ない広報媒体の廃止についても、併せて検討する。

(6) 主な質問と回答

① 広報担当者が感じている、他都市の戦略との違いは。

→様々な自治体の広報戦略を見たが同じ課題を抱えていると考えている。

そこに違いがあるとすれば、武蔵村山市の場合、市外の方に観光のPRのような魅力を伝えていくというのではなく、まずは、市民の方に武蔵村山市っていいところだと感じてもらえるような郷土愛の醸成に力を入れている。

② 戦略的広報による効果と課題、また今後の展望は。

→抱える課題としては、職員の情報発信意識の差、伝わりづらい情報発信等が挙げられ、これらはすべて職員一人ひとりの意識改革によって改善できると考えている。今回作成した第二次広報戦略に基づき、まずは、秘書広報課を主導として、広報活動を行っていき、全庁的に、職員への意識啓発を進めることで、これらの課題を解消していきたい。今後の展望については、昨今のSNSの発展に対応するように、日々情報発信のあり方が変わり続けていくので、新たな時代の広報活動に常に対応できるように、まずは土台となる職員の広報意識をしっかりと固めていきたい。

(7) 所感等

武蔵村山市では、選ばれる自治体になるためには、効率的・効果的な情報発信を実施し、市民はもとより市外の方にも武蔵村山市の施策や魅力を確実に届ける必要があるとの考えの下、平成29年度に「武蔵村山市広報戦略」を策定し、時代の動向に合わせた広報活動を戦略的に推進している。広報戦略では、職員一人ひとりが広報担当者である「みんなで広報」を戦略の一つに掲げており、庁内研修の実施や広報マニュアルの整備などに注力している。また、広報を効果的に伝えるために、広報媒体の役割の見直しを検討するなど、時代に合った広報媒体の活用のほか、広報キャラクターの活用にも積極的に取り組んでおり、行政の取組を効果的に多くの市民に伝えようとする姿勢が大変参考になった。

本市では、広報高松や、公式LINE、ユーチューブなど様々な媒体による、情報発信に取り組んでいるが、今後、国内外へシティブロモーションを展開するためにも、各部署の広報に対する意識やノウハウの向上を図る必要があると考える。



東京都江戸川区（1月25日）

4 江戸川区歩行喫煙及びポイ捨ての防止等に関する条例について

(1) 環境をよくする運動と迷惑喫煙に対する動き

江戸川区は、昭和30～40年代にかけて都市化、宅地の乱開発が急激に進み、住環境が悪化した。これらの問題を解決するため、行政だけでなく、区民や事業者が一体となった対策を総合的に進めようと、昭和44年に環境浄化対策協議会が設置され、美化活動に取り組むようになった。その後、葛西地区ごみ公害問題・航空機騒音問題・成田新幹線区内通過問題といった三大公害問題が発生したが、環境浄化対策協議会を中心とした区民と行政一体の根強い活動により、いずれの問題も解決に至った。都市環境が整備されていく中で、時代のニーズに合わせて、歩きたばこやポイ捨ての防止、リサイクル推進、防犯防火活動など、活動内容が拡大し、「環境をよくする運動」へ名称を変更し、今日までさらに広がりのある運動として発展した。

環境をよくする運動の発展は、迷惑喫煙に対しても大きな影響を与えた。昭和47年に道でたばこを吸わない運動から始まり、50年余り迷惑喫煙に対する取組を行ってきた。平成13～14年に駅やバス停にある区設置の灰皿をすべて撤去し、17年には区立公園・児童遊園から灰皿・ゴミ箱を撤去した。そして、24年1月に江戸川区歩行喫煙及びポイ捨ての防止等に関する条例が施行された。

江戸川区内の迷惑喫煙は都心区とは異なり、そのほとんどが江戸川区民によるものと考えられており、罰則規定はない。多額の税金を投じて取り締まりを行うのではなく、区民への喫煙ルールの定着により、迷惑喫煙を減少させる方針である。条例の第一条にも「環境をよくする地区協議会を中心にこれまで進めてきた活動を発展させる」とあり、条例の理念としても、地域活動をさらに促進をしていくという趣旨を盛り込んだ条例となっている。

(2) 受動喫煙防止重点区域

令和2年4月に健康増進法が改正され、室内での喫煙の大きな制限や、受動喫煙を防止するための努力が求められたので、条例を改正し、これまでの歩行喫煙の禁止に加えて、区が別途指定する「受動喫煙防止重点区域」内の公共の場所（道路・公園・駅前広場等）の喫煙を禁止することになった。現在、5カ所の区域が指定されており、駅前に喫煙所を設置している。

(3) 歩きたばこ・ポイ捨て防止啓発の取組

歩きたばこ・ポイ捨て防止のために、区内の駅周辺等の効果的箇所に、啓発用看板・

路面シートを設置している。また、環境をよくする運動の地区大会の美化活動において啓発を行ったり、NPOやボランティア団体等の、環境部と繋がりのある団体を巻き込んで、ゴミ拾いなどの活動を通じて歩きたばこ・ポイ捨ての啓発活動をしたりしている。行政の取組として、行政が設置している喫煙所の清掃を行う際に、啓発アナウンスを流すことも行っている。その際のアナウンスの音声に、江戸川区に職業体験に来た中学生の声を使用している。

(4) 条例・喫煙所に関する区民からの意見と今後の課題

条例制定前の区民からの主な意見としては、「歩きたばこ・ポイ捨てが多いので、他区のように条例の制定をしてほしい」「しっかりとした対策をしてほしい」等あった。条例制定後は「条例が制定されているのに認知されていない」「条例ができて改善されていない」「罰則がないと意味がない」等あったという。



今後の課題としては、たばこを吸う人も吸わない人も、共存できるまちを目指していくため、一定数ルールを守らない人に対してどのように響く啓発を行っていくのか考えていく必要がある。また、重点区域に指定している5カ所の駅以外の、指定していない駅への対応も考えなければならない。客観的な基準はないので、駅周辺のポイ捨て調査を年度内実施し、その結果を基に判断していく。

(5) 主な質問と回答

- ① 啓発ポスター・チラシの文言が「わたしたちは困っています」など、困っている人からの視点になっているが、区の職員のアイディアなのか。
→ どういう風にしたら喫煙者の方の目に留まるのか、担当職員が検討した結果、文言の切り口を変えたポスターとなった。啓発ポスターやチラシはホームページからダウンロードできて誰でも使うことができる。
- ② 歩行喫煙やたばこのポイ捨てをする方に対して訴えかけるために、大事なことは。
→ 考え方として、マナーの向上に訴えかけること、訴えが届くようにどういうふうに工夫するのが大事。
- ③ たばこの問題になると、喫煙する方がよくないといった構造になっている気がするが、喫煙する人を踏まえた具体的な対策等はあるか。
→ 喫煙所を設け、案内しているということは、たばこを禁止しているわけではなく、吸う人も吸わない人も、共存できるまちを目指している。呼びかけることが最大の取組だと考えている。たばこは、長い間文化として、嗜好品として愛用されてきているものでもあり、事業として営んでいる方もいる。たばこを吸う方の自由もあるが、ただ、自由を振りかざすだけだと、どうしても衝突が起こるので、喫煙する方、喫煙しない方双方に配慮して、共存できるようにやっていくことを行政としては呼び掛けていきたいと考えている。

(6) 所感等

江戸川区は、美化活動から始まり、三大公害問題を経て、時代のニーズに合わせて活動内容を拡大させ、歩きたばこやポイ捨ての防止も含めた、環境をよくする運動へと発展し、行政と区民が一体となって区の環境について考えてきた。このような行政や区民、民間団体などの様々な地道な活動により、平成24年度には江戸川区歩行喫煙及びポイ捨ての防止



等に関する条例が施行されたほか、令和2年度には受動喫煙防止重点区域を定め、区域内に喫煙所を設置するなど、喫煙者と非喫煙者、双方が共存できるまちづくりに取り組んでいる。

本市では、高松市環境美化条例に基づき、喫煙禁止区域の設置や喫煙所マップの公開、啓発ポスター、ステッカーを作成するなど、喫煙者、非喫煙者共に快適に過ごせる環境づくりに取り組んでいるが、行政の呼び掛けだけに終わることなく、市民や民間団体と一体となって、受動喫煙の防止に努めていくことが重要であると考えている。